「わかりやすい下請法」（平成２２年１２月改定）目次

第１　なぜ下請法を知らなければならないのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　知らなければ必ず違反する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　違反すると公表される・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　非常に活発な違反行為に対する摘発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　年々強化されている違反摘発体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２　下請法と独占禁止法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３　下請法の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第４　適用対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　１　取引の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２　旅行業において下請法の適用対象となる取引・・・・・・・・・・・・・・・６
　３　資本金区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第５　親事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第６　親事業者の禁止行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　１　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　下請事業者の了解・合意があっても違反となる・・・・・・・・・・・・・１１
　３　「下請事業者の責に帰すべき事由」は限定的・・・・・・・・・・・・・・１２
　４　任意の依頼でも「強制する」・「させる」ことになることが多い・・・・１２
　５　下請代金の減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　６　ボリュームディスカウント等の割戻し・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　７　不当な経済上の利益提供要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　８　買いたたきに対する運用強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第７　旅行業における違反事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第８　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　１　発注書面の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　２　無料で配布する宣伝用チラシの外注について・・・・・・・・・・・・・１７
　３　ボリュームディスカウント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　４　買いたたきについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　５　不当な経済上の利益提供要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　６　給付内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第９　法令遵守の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　２　基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　３　予算･必達目標を立てる際に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　４　定期的研修・監査の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　５　下請法版リニエンシーの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

わかりやすい下請法（公取協ホーム･ページ用・平成２２年１２月改定）

下請法は，平成 16 年 4 月から旅行業の分野の取引にも適用されるようになっています。下請法についての公正取引委員会としての解説は，同委員会のホームページに掲載されていますが（注），本稿では，旅行業の実際の取引と下請法がどのようにかかわっているかを加味した旅行業のための下請法の解説を試みてみました。

（注）公取委のホームページのトップページの「的確な法執行　■下請取引の公正化（下請法）」をクリックすると、次画面「下請法」の「よくある質問コーナー（下請法Ｑ＆Ａ）」,「下請法関連パンフレット（ＰＤＦ）・・・下請取引適正化推進講習会テキスト（ＰＤＦ）」（平成 22年 11 月版。以下「テキスト」という。）,「ポイント解説下請法」）等に公取委の解説が掲載されています。同ホームページには，相談窓口も記載されていますので，当解説を含め疑義がある場合は，同窓口をご利用することをお勧めします。

第1　なぜ下請法を知らなければならないのか

1　知らなければ必ず違反する

通常の商取引は，当事者同士が交渉により合意した条件によって行うものであり，これが問題になることはありませんが，下請法では，当事者間の合意があっても認められない行為がいくつも定められています。

例えば，発注した役務の提供行為の実施日から 60 日を超えて下請代金を支払うことや発注時に決めた下請代金を減額することなどがそれです。

このように，下請法のルールを知らなければ，必ず違反してしまうという，そういう法律です。

2　違反すると公表される

平成 16 年4月1日前までは，法的措置である勧告がされても，これに従っていれば，公表されませんでした。しかし，法改正により，同日以降は，勧告と同時に企業名，違反行為内容等が公表されています。

また、下請法違反の調査は、公正取引委員会と中小企業庁が行っていますが、中小企業庁は、重大な違反が認められた場合は、これについて公正取引員会に措置請求を行い、これを公表しています。そして、措置請求のあった事案については、公正取引委員会は、すべて勧告公表しています。

３　非常に活発な違反行為に対する摘発

法改正後の勧告件数は、平成 16 年度４件、17 年度 10 件、18 年度 11 件、19 年度 13 件、20・２１年度はそれぞれ１５件と年々増加しています。

また、下請法には課徴金納付命令制度はありませんが、違反行為を行った場合，親事業者は，原状回復措置といって、下請事業者が受けた不利益を回復することを勧告されます。例えば、下請代金の減額を行えば、減額した金額を下請事業者に返還するよう勧告されるということです。

数年前までは，１ 億円を超える金額の返還を求めるケースはまれでしたが，近年，次のとおり，１ 億円を超える多額の返還を指導される違反事件が増加しています。また，これまでの勧告事件は，そのほとんど全部が下請代金の減額に係る事件でしたが，最近では，これまで取り上げられていなかった買い叩き、購入強制及び不当な経済上の利益の提供要請の違反事件が勧告･公表されています。

表１　最近の大型事件・新たな違反類型の事件

	事件名（勧告日）	原状回復措置	違反行為の概要
１	㈱井関松山製造所他２社に対する件（平成 20 年５月 16 日）	５５名に対し10億9222万円返還	コストダウン協力金と称して下請代金から減額（下請代金の減額）
２	マツダ㈱に対する件（平成 20 年６月 27 日）	58 名に対し7億 7863 万円返還	単価改定の合意日前に発注した部品について，単価改定後の（引き下げた）単価を遡って適用してその分を下請代金から減額（下請代金の減額）
３	㈱ニトリに対する件（平成 20 年６月 17 日）	71 名に対し3億 2945 万円返還	協定販売促進費と称して特定期間における下請代金の額が前年同期間における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合には，当該特定期間における下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請代金から減額（下請代金の減額）
４	㈱ホーチキメンテ	①20 名に対し	①出精値引きと称して下請代金

	事件名（勧告日）	原状回復措置	違反行為の概要
	ナンスセンターに対する件（平成19年12月6日）	2億1551万円返還 ②通常支払われる対価に比して著しく低いものではない相当額まで過去に遡って下請代金を引上げ	から減額（下請代金の減額） ②下請事業者と十分な協議をすることなく上記出精値引き分を差し引いた額を下請代金と定めていた（買い叩き）。
5	九州産交運輸㈱に対する件（平成20年4月17日）	241名に対しラーメン等の購入金額から当該物品の仕入価格に相当する額を控除した額2469万円返還	下請事業者にラーメン等の購入を強制（購入強制）
6	㈱マルハニチロ食品に対する件（平成21年4月24日）	① 19名に対し1966万円返還 ② 22名に対し1709万円返還	③ 『協賛金』、『不良品歩引き』等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を減額（下請代金の減額） ④ 卸売業者に支払う販売促進費用の一部に充当するため、下請事業者に事前に所要の説明をすることなく「販売対策協力金」等と称して所定の算定額を支払わせていた（不当な経済上の利益の提供要請）。

4　年々強化されている違反摘発体制

下請法の啓発・違反事件の調査は，公正取引委員会及び中小企業庁により行われていますが，年々，組織体制・予算が強化されています。

また，公取委の「下請事業者支援特別対策」・「中小事業者取引公正化プログラム」、「下請法版リニエンシー」，中小企業庁の「下請かけこみ寺」・「下

請適正取引等の推進のためのガイドライン」など，下請取引の公正化に向けての施策は，年々強化されています。

ちなみに、下請取引を含む優越的地位の濫用行為に対する課徴金制度の導入を含む独占禁止法の改正が平成 22 年 1 月から施行されています。

第２　下請法と独占禁止法

下請法制定前においては，下請取引に関する不当な行為については，独占禁止法の不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として規制されていました。しかし，優越的地位にあるかどうか，あるいは濫用に当たるかどうかの認定は，短期間の調査では不可能ですし，また，仮に違反があるとして勧告をしても，当時の独占禁止法では審判手続に持ち込まれれば，命令（審決）をすることもできませんでした。さらに，命令を下そうとしても，違反行為の差止めを命じることはできても，下請事業者が違反行為により被った不利益の救済まで命じることができないという限界がありました。

これらの問題を解決するために，独占禁止法の補完法として制定されたのが下請法です。つまり，下請法では，優越的地位にあるかどうかは，資本金区分により機械的に判断できるようにし，濫用となるかどうかは親事業者と下請事業者の交渉力の格差に配慮しつつ，できるだけ形式的外形的要素で判断できるようにルールを定めています。

さらに，法違反に対する措置としては，命令によらず，勧告という行政指導により，下請事業者が違反行為により被った不利益の救済（原状回復措置）を含めて親事業者に是正を促すという手法をとっています。

これらの措置により，違反事件については，迅速な処理を可能にし，かつ，下請事業者の不利益の回復を図っています。

なお，親事業者が勧告に従わない場合は，公正取引委員会は，改めて独占禁止法の不公正な取引方法（優越的地位の濫用）に該当するかどうかを調査して，違反が認められれば当該親事業者に対して排除措置命令が下されることになります。

第３　下請法の目的

下請法は，下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的としています。

下請事業者は，自らの商品を市場で販売する力をもたないため，特定の事業者（親事業者）からの発注に依存しているのが通例です。このようなことから，親事業者による不当な取引が下請事業者に対して強要されがち

で，これを防止するために下請法がある訳ですが，そこには，下請事業者が，親事業者からの不当な行為から守られることによって必要な体力をつけ，いずれは市場のプレーヤーとして進出し，経済全体をより活性化させるという効果への期待がこめられています。

第４　適用対象

１　取引の内容

下請法は，取引の内容が一定の委託取引に該当し，かつ，その取引の当事者が同法で定める資本金区分に該当する場合に適用されます。

まず，一定の委託取引としては，次の４つがあります（テキスト 5 ページから 14 ページ）。

表２　下請法の適用対象となる取引の内容

製造委託	物品の販売を業として行っている事業者が，その物品の製造を他の事業者に委託すること（類型１）。
	物品の製造を業として請け負っている事業者が，その物品の製造を他の事業者に委託すること（類型２）。
	物品の修理を業として行っている事業者が，その物品の修理に必要な部品等の製造を他の事業者に委託すること（類型３）。
	自家使用又は自家消費する物品の製造を業として行っている事業者が，その物品の製造を他の事業者に委託すること（類型４）。
修理委託	物品の修理を業として請け負っている事業者が，その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（類型１）。
	自家使用する物品の修理を業として行っている事業者が，その修理行為の一部を他の事業者に委託すること（類型２）。
情報成果物作成委託	情報成果物を業として提供している事業者が，その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（類型１）。
	情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が，その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（類型２）。
	自家使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に，その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（類型３）。
役務提供委託	役務の提供を業として行っている事業者が，その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

２　旅行業において下請法の適用対象となる取引

旅行業において適用対象となる取引は、次のとおり、主に役務提供委託ですが，物品の製造委託や情報成果物作成委託にかかわるものもあります。

（１）運送機関等との取引について

企画旅行又は手配旅行において旅行者に対して提供される運送，宿泊，入浴・マッサージ等の役務（以下「運送等の役務」という。）については，運送機関，宿泊機関，入浴・マッサージのサービス提供機関（以下「運送機関等」という。）が提供しているものであって，旅行業者は，旅行者と運送機関等との間に立って，代理，取次ぎ，媒介等を行うことによって運送等の役務を旅行者が受けられるよう手配という役務を業として旅行者に提供しているにすぎないことから，運送機関等との取引については，通常は，役務提供委託に該当せず，下請法の適用対象にはなりません（テキスト１６ページＱ４参照。）。

ただし，例えば，旅行業者が運送機関等を利用して運送等の役務を旅行者に提供する，つまり，利用運送等をするのであれば，旅行業者は，旅行者に単なる手配ではなく，運送等の役務そのものを業として提供していることとなりますので，当該役務の提供を運送機関等に委託すれば，当該行為は役務提供委託になると考えることができます。

（２）運送機関等以外の役務提供事業者との取引について

ア　役務の提供委託に該当する取引

次の業務は，旅行業者が旅行者に業として提供している役務ですから，これらの業務をセンディング会社等の他の事業者に委託することは，役務提供委託に該当し，下請法の適用対象となります。

（ア）センディング会社に対して委託する空港における参加受付，チェックイン等の出発手続の業務

（イ）添乗員派遣業者又はガイド提供業者に対して委託する添乗業務若しくは旅程管理又はガイド業務に係る業務。ただし、ネイチャーガイド、登山ガイド、歴史・文化ガイドなど、当該専門的知識又は経験を有する個人等でなければ行うことができない特殊なガイド業務については、通常、旅行会社が業として提供できるものではないので、当該業務に係る委託取引については下請法は適用されません。

（ウ）ランドオペレーターに委託する旅行手配業務
（エ）渡航手続代行業者に委託する渡航手続代行業務
（オ）案内，旅券手続等の便宜提供業者に委託する旅行者の案内，旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他の海外渡航手続等の便宜提供業務

ただし，以上の業務をそれぞれの他の事業者に請け負わせるものではなく，労働者派遣法に基づき，労働者の派遣を受ける場合は，下請法の適用対象とはなりません（テキスト１７ページＱ５参照。）。ちなみに、労働者派遣事業者の中には、「兼業」として、センディング業務を「業務委託」として受けている業者があります。このような「業務委託」の形を採ったものは「役務提供委託」に該当し下請法の適用を受けます。

また，ランドオペレーター等の他の事業者が日本法人又は日本国籍の個人である場合のほか，国内に事業所を有する外国法人又は外国人である場合も下請法の適用対象となります。

イ　役務の提供委託に該当しない取引
（ア）派遣業者等に委託する電話申込み受付業務
この業務については，旅行業者が旅行者に業として提供している役務ではないので，これらの業務を他の事業者に委託する取引は，役務提供委託に該当せず，下請法の適用対象となりません。
（イ）旅行業者代理業者又は受託旅行業者に委託する販売代理業務
旅行業者代理業者等が直接的な取引当事者とならず，単に契約事務を代行するものであることから，これらの業務を他の事業者に委託する取引は，役務提供委託に該当せず，下請法の適用対象となりません。

（３）旅行者に対して提供する物品等に係る取引について
旅行者に対して提供する物品又は情報成果物の製造又は作成を他の事業者に委託した場合などの考え方は次のとおりです。

ア　旅行者に対して提供する配布物
旅行会社は，旅行というサービスの提供を業としているものではありますが，これに付随して最終旅程表，ガイドブック，バゲッジタグ，シール，ワッペン，ボールペン等ツアー客であることを表示するための物品，土産品等（以下「配布物」という。）を旅行者に配布しています。

これらに係る対価は，旅行代金に含まれるものと考えられますので，旅行業者は，業として当該配布物を販売又は情報成果物たる当該配布物を提

供していると認められます。
　したがって，当該配布物の製造を他の事業者に委託すれば製造委託（類型１)に，また，当該配布物のレイアウト，デザイン，コピー等情報成果物の作成を他の事業者に委託すれば情報成果物作成委託（類型１)に該当し，下請法の適用対象となります。
　なお，製造委託とは，発注者が仕様等（旅行会社のロゴマークを付すことを含む。）を指定して製造を依頼するものですから，市販品のガイドブックの表紙などに旅行会社名やロゴマークなどを付したものを発注すれば製造委託になりますが（テキスト１７ページＱ７参照。)，単に市販品のガイドブック等そのものを購入してこれを旅行者に提供する行為は製造委託に該当しません。
　ただし，受注生産となる場合は製造委託となります（テキスト５ページ※以下参照。)。

イ　宣伝のために無償で配布するパンフレット，チラシ，ポスターなど
　宣伝のために無償で配布するパンフレット等は，業として販売している物品又は業として提供している情報成果物に該当しませんので，これらの製造又は作成を他の事業者に委託しても，製造委託又は情報成果物作成委託のいずれにも該当せず，下請法の適用対象となりません。
　ただし，旅行業者が自らの事業所（子会社を含まない。後記第７の２問４参照。）でこれらの製造等を業として行っている場合に，これらを他の事業者に委託することは，自家使用する物品の製造委託（類型 4）又は自家使用する情報成果物作成委託(類型３)に該当します（テキスト６ページ下から１行目以下，１２ページ，２１ページＱ２５参照。)。

（４）その他のアウトソーシング

ア　ＩＴ・情報システムの運用・事務処理等
　コンピュータソフトの開発･メンテナンス，データ入力・運用監視，インターネット・ホームページ等の運用･管理については専ら自社使用のために委託しているものであり，それぞれの専門会社に委託しているとしても，役務提供委託に該当せず，下請法の適用対象となりません。
　ただし，旅行業者自体（子会社を含まない。）が社内で使用するコンピュータソフトについて，業として継続して自ら開発・作成している場合に，その業務の一部を他の事業者に委託する場合は，自家使用する情報成果物作成委託(類型３)に該当し，下請法の適用対象となります（テキスト１９ペ

ージＱ１７参照。）。

イ　一般事務の支援等

クーポン精算，給与計算，伝票入力，帳票類の作成などの事務を専門会社に委託する場合がありますが，これらは専ら自社のために，自社を最終顧客としてそれぞれの専門会社に委託しているものでありますので，受注したサービスの提供をさらに他の事業者に対して再委託することを想定している下請法の役務提供委託に該当せず，下請法の適用対象となりません。

３　資本金区分

資本金区分については，次表のとおり委託取引の種類などに応じて２段階に定められており，それぞれその金額を超える資本金の事業者が発注者となり，その金額以下の資本金の事業者等が受注者となる前記 ４ 種類の委託取引について下請法が適用されます。当該発注者を親事業者，当該受注者を下請事業者といいます（テキスト４ページ・ア，１５ページ・カ参照。）。

旅行業における委託取引において主要な部分を占める役務提供委託に係る資本金区分は，一部を除き，1000 万円と 5000 万円となっています。

表３　親事業者と下請事業者の資本金区分

委託取引の種類等	資本金の区分
製造委託，修理委託，情報成果物作成委託，役務提供委託とも共通	1000 万円
情報成果物作成委託（プログラム作成を除く。），役務提供委託（運送，倉庫・保管及び情報処理を除く。）	5000 万円
製造委託，修理委託，情報成果物作成委託（プログラム作成），役務提供委託（運送，倉庫・保管及び情報処理）	３億円

（注）「１０００万円を超える資本金」とは，１０００万１円以上を意味します。

第５　親事業者の義務

親事業者には次の４つの遵守義務があります（テキスト２３ページから３３ページ参照。）。

表４　親事業者の４つの義務

	遵守義務	概　　要
１	発注書面の交付	下請取引公正化のための基本中の基本。 発注に際しては直ちに発注内容，納期，下請代金の額，支払期日等，１１項目を記載した書面を交付しなければなりません。

	遵守義務	概　　要
		違反すると，担当者である個人及び法人たる会社が罰せられます（50 万円以下の罰金）。
２	支払期日を定めること	納品日又は役務提供日から６０日以内に定めなければなりません。 これに違反して支払期日を定めた場合は，納品日又は役務提供日から６０日に定めたものとみなして下請法が適用されます。
３	書類の作成・保存	保存期間は２年間 違反すると，担当者である個人及び法人たる会社が罰せられます（50 万円以下の罰金）。
４	遅延利息の支払	下請代金を支払期日までに支払わなかったとき，納品日又は役務提供日から起算して６０日を経過した日から支払いをする日までの期間について年率 14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

第６　親事業者の禁止行為

１　概要

下請法では，下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため，親事業者の次の１１の行為を禁止しています（テキスト３４から７０ページ参照。）。以下，留意点を説明します。

表５　親事業者の１１の禁止行為

	禁止行為	概　　要
１	受領拒否	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，注文した物品等の受領を拒否すること。
２	下請代金の支払遅延	下請代金を注文品の受領後６０日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
３	下請代金の減額	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
４	不当返品	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに受け取った物を返品すること。
５	買いたたき	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い

	禁止行為	概　　要
		下請代金を不当に定めること。
６	物の購入強制・役務の利用強制	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
７	報復措置	下請事業者が親事業者の下請法に反する行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して，取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
８	有償支給原材料等の対価の早期決済	有償で支給した原材料等の対価を，当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
９	割引困難な手形の交付	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形（１２０日を超えるサイトの手形）を交付すること。
１０	不当な経済上の利益の提供要請	不当に下請事業者から金銭，労務の提供等をさせること。
１１	不当なやり直し・給付内容の変更	下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，費用を負担せずに発注の取消しや内容変更，やり直しをさせること。

２　下請事業者の了解・合意があっても違反となる

特に注意しなければならないのは，これらの行為については，繰返しになりますが，実質的にみて事前の下請事業者の了解を得たとはいえない場合はもちろんのこと，たとえ下請事業者の事前の了解・合意（書面での合意を含む。）を得ていても，また，親事業者に違法性の認識がなくても，さらには親事業者が下請事業者のためになると思ってしたことでも、基本的には法違反となることです（テキスト４４ページ●減額の考え方・４５ページ●合意の基づく減額参照。）。

なぜかといえば，第一に，下請法は，親事業者が発注の際に示した取引条件を誠実に履行することを確保することを主な内容としており，発注後にこうした取引条件や支払条件を変更することは，合意があろうとなかろうと，いずれにしても下請事業者に不利益を課すものであるからです。

第二に，下請事業者は，自らの商品を市場で販売する力を持たないため，特定の事業者（親事業者）からの発注ないし継続的な取引に依存していま

す。このため，下請事業者は，親事業者からの，普通に考えれば無理な要請でも，受け入れざるを得ないことが多いのが実情です。つまり，親事業者に対する下請事業者の了解・合意というのは，対等の立場でのそれとは事情を異にするからです。

３　「下請事業者の責に帰すべき理由」は限定的

受領拒否，下請代金の減額，返品及び給付内容の変更・やり直しについては，下請事業者の責に帰すべき理由がないのに行うことが禁止されていますが，当該理由は，注文したものと納品されたもの等が異なっている場合，物品・サービスの瑕疵，納品・提供の期日遅れに限定されています（テキスト３５・４５・５０・６６ページそれぞれの●下請事業者の責めに帰すべき理由参照。）。ですから，親事業者の都合やクライアントの発注取消しや支払いが滞ったという理由も認められません（テキスト ４７ページ●違法な下請代金の減額の例（キ），４９ページ【違反行為事例】⑦参照。）。

また，発注書面に発注内容を明確にしておかないで，あとから，提供されたサービスについて瑕疵があったと主張し，下請事業者に不利益を強いることも認められません。

４　任意の依頼でも「強制する」・「させる」ことになることが多い

物品の購入強制・役務の利用強制及び不当な経済上の利益提供要請については，「強制すること」又は「提供させる」ことが違反の要件になっていますが，下請取引においては，親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても，下請事業者にとっては，その依頼を拒否できない場合もありますので，その判断基準として，購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼし得る者が下請事業者に購入・利用を要請することなどは，「強制」等に当たるおそれがあると示されています（テキスト５８ページ●「強制」の考え方，同ページ●次のような方法で・・・(ｱ)から(ｵ)，６３ページ●次のような方法で・・・(ｱ)から(ｴ)参照。）。

５　下請代金の減額

平成１６年度以降の勧告公表事案の大多数は，下請代金の減額の違反にかかるものです。

定められた下請代金の額を減じることは，下請事業者の責に帰すべき理由がない限り，名目，方法，金額の多寡のいかんを問わず、また、下請事業者との合意があっても、あるいは下請事業者からの申出によるものであっても違反とされています（前記２参照。）。

これまでに公表された勧告事例から，名目を拾ってみますと，「値引き」，「協力金」，「割戻金」，「協賛金」，「歩引き」，「基本割戻金」，「年間割戻金」，「決算割戻金」，「販売奨励金」，「拡売費」，「オーダー協賛金」，「出来高ＣＲ」，「手数料」，「事務手数料」，「管理料」，「コストダウン協力金」、「協定販売促進費」、「ＥＯＳ情報処理料」、「オンライン処理料」、「特売伝票・配送代行費用」、「早期決済奨励金」、「不良品歩引き」などがあります。いかにも根拠がありげな名目ですが、いずれも下請代金の減額に該当し違反とされています。また、これらのほとんど全部が「合意」によるものであることに注意してください。

また，減額の方法については，下請代金との相殺による場合だけでなく，別途振込みにより支払わせる方法であっても，例えば，下請事業者に上半期の下請代金の合計額の数パーセントを支払わせるものなど下請代金から支払わせるものと認められるものについては，下請代金の減額の違反となります。

６　ボリュームディスカウント等の割戻し

商取引において，発注数量や発注金額の多寡に応じて発注単価を決めるのは，どこにでも見られることですし，発注数量や発注金額が相当多い場合は，いわゆるボリュームディスカウントとして発注単価が安くなるのが通常です。

しかし，このボリュームディスカウントを割戻しやキックバックなどとして事後に清算すると，下請法では下請代金からの減額とみなされ，違反となる場合がありますので注意が必要です。

公取委では，ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金については，例外的に合法としていますが，「合理的理由」とは，ボリューム及び割戻金の設定に合理性があるものであって，具体的には発注数量の増加とそれによる単位コストの低減により，当該品目の取引において下請事業者の得られる利益が割戻金を支払ってもなお従来よりも増加することを意味するとの考えから，「対象品目が特定されていない発注総額の増加のみを理由」にしたものや「単に、将来の一定期間における発注予定数量を定め、発注数量の実績がそれを上回る」ものは認めないとしています（テキスト４６ページ●ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金及び後記Ｑ＆Ａ問５参照）。

平成 20 年に，協定販売促進費と称して特定期間における下請代金の額が前年同期における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合に当該特定期間における下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払わせた

ことが下請代金の減額に当たるとして勧告･公表されています（表１　最近の大型事件・新たな違反行為の事件の３参照）。

７　不当な経済上の利益提供要請

下請代金の支払いとは関係なく，独立した形で金銭の提供や従業員の派遣等の経済上の利益提供を要請することについては，それが下請事業者の利益を不当に害する場合は不当な経済上の利益提供要請として禁止されています。

これは、正当な理由がないのに、下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するために設けられたものです。

テキストでは、親事業者が下請事業者に対し金銭、労務等の提供を要請する場合に、下請事業者にとって当該金銭、労務等を提供することによって得ることができる直接の利益が当該金銭、労務等を提供することによって生じる不利益（負担）を上回ることを親事業者が明確にしないで要請することは、「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となるとしています（テキスト６３ページ・コ●下請事業者の利益を不当に害する及び後記Ｑ＆Ａ問７から問１０参照）。

表１で紹介したとおり、公正取引委員会は、平成 21 年 4 月 24 日、不当な経済上の利益の提供要請に当たるとして、初の勧告を行っています。この勧告では、「自社が卸売業者等に支払う販売促進費用の一部に充当するため、下請事業者に対し、事前に算出根拠等を明確に説明することなく、かつ、金銭の提供とそれによって得られる下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、「販売対策協力金」等と称して仕入数量に一定額を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に当該額を支払わせていた」ことが不当な経済上の利益提供要請に当たるとされています。

また、後記表 6 の１に掲載のとおり旅行業者が登録された下請事業者から「協定料」と称して金銭を提供させていたことが「不当な経済上の利益提供要請」に当たるとして、公正取引委員会の平成 18 年版年次報告に記載されています。

８　買いたたきに対する運用強化

平成１９年の政府の「成長力の底上げ戦略」の方針策定以降、下請取引の公正化のための取組強化が挙げられています。

これとの関連で，公正取引委員会から，買いたたきの違反となり得る事例

を新しく追加して解説されていますので，確認をしておく必要があります（テキスト５４から５８ページ、「ポイント解説下請法」８ ページから 11 ページ参照）。

ちなみに，「出精値引き」と称して下請代金の一定率を値引き（減額）していた疑いで公正取引委員会の調査を受けた親事業者が，調査を機に当該値引きをやめて発注単価の引下げに切り替えたところ，その改訂された単価や決定方法が買いたたきにあたるとして，勧告された事案が公表されています（表１の４参照。テキスト５７ページ【違反行為事例】②ｂ参照）。

当該関係人は，下請代金の減額と買いたたきの両方の違反で勧告を受けた訳で，ダブルパンチの措置を受けたということになります。今後，下請法違反で調査を受けたときの是正に当たっては，思い込みで一方的に進めるのではなく，調査当局の指導を仰ぎながら，かつ，下請事業者と十分に協議して行う必要があるということでしょう。

第７　旅行業における違反事例

平成 16 年 4 月に役務委託及び情報成果物委託が下請法の適用対象になってから５年経過していますが、旅行業においては、これまでに勧告公表された違反事例はありません。しかし、以下のとおり、この間に社名の公表はありませんが、公正取引委員会又は中小企業庁から警告等の指導を受けた事例が公表されています。

表６　旅行業における違反事例

	違反態様	違反行為の内容
１	不当な経済上の利益提供要請	海外の宿泊施設等の手配業務を下請事業者に委託しているＡ社は、委託取引先の登録制を採っているが、登録された下請事業者に対し、「協定料」と称して金銭の提供を要請していた。
２	下請代金の支払い遅延	海外旅行の地上手配を委託している下請事業者に委託しているＢ社が、下請事業者が役務を提供した日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
３	下請代金の減額	海外旅行の地上手配を委託しているＣ社は、下請代金の額からツアーオペレータの会費として強制的に０．２％を減額していた。
４	買いたたき	Ｄ社は、下請事業者に正式発注を行った後、他の事業者から安い代金が提示されたことを理由に他の事業者の代金に合わせるように指示した。

第８　Ｑ＆Ａ

１　発注書面の交付について

問１（メールでの発注）
　メール等の電子情報で発注書面を作成・提出することが許されますか。

答　下請事業者の承諾を得るなどの条件を満たせば，電子メール等の方法で発注することができます。詳しくは，テキスト２５ページ●電磁的方法による提供（電子受発注），９５ページ以下を参照してください。

問２（多頻度の発注）
　ランドオペレーターに個人客のホテル等の手配を個別に委託する場合に，その都度，発注書面を交付しなければなりませんか。

答　その都度，発注書面を交付しなければなりませんが，あらかじめ下請事業者との間で支払代金，期日，方法等について文書で定めている場合，その都度発行する，例えば手配依頼書の書式に「支払代金，期日，方法等は，平成〇年〇月〇日付け〇〇文書によります。」と記載しておけば，当該依頼事項のみを記載したとしても，それは発注書面で明記すべきすべての事項を記載した発注書面として取り扱われます。詳しくは，テキスト２３ページ●書面交付は発注の都度必要，９３・９４ページ書式例９を参照してください。

問３（２年先の団体旅行）
　２年先の団体旅行を手配する場合，ホテル等の価格が決まっていない場合でも部屋を確保するためオペレーターに手配依頼することがあります。当然，いくらでお願いするか決まっていないまま発注することとなります。後日，オーガナイザーと販売価格が決まり，それを受けて発注金額が決まるというのが実状です。この場合，発注書の不備，代金の減額・買いたたき等に当たるでしょうか。

答　一般的には，旅行会社が手配依頼に先立ちランドオペレーターに見積を依頼し、ランドオペレーターから提供された見積書に基づいて企画書面を作成し、これをオーガナイザーに提出し、オーガナイザーから受注してからランドオペレーターに手配を依頼（発注）するのが普通です。

しかし、まれにご質問のようなことがあるようですのでお答えしますと、発注書面に記載すべき事項のうち，その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合は，当該事項を記載せずに下請事業者に発注書面を交付することができます。ただし，記載しなかった事項の内容が定められた後，直ちに，当該事項を記載した書面を交付する義務があります（テキスト２５ページ⑷例外的な書面の交付方法参照。）。

正当な理由があるかどうか等については，取引の実態に即して判断することになりますが，本件については，ホテルへの予約に際し全く客室のグレード，単価等の取決めなしに予約が成立するとも考えられません。また，ランドオペレーターへ支払う手数料などの下請代金についても，客観的な算定方式を定めることが可能（具体的な金額を記載することが困難な場合は，算定方式を記載することが認められています。テキスト ２４ページ●算定方法による下請代金の額の記載参照。）ではないかと思われることから，肯定すべき理由を見出すことができません。

したがって，このような発注をする場合は，発注内容及び条件を事前にきちんとつめて，書面にして提示することが必要だと思われます。これがあいまいですと，結局，下請事業者に不利益が課されることになりがちですし，買いたたきや減額の問題も生じる可能性が高くなるものと思われます。

２　無料で配布する宣伝用チラシの外注について

問４　無料で配布する宣伝用のチラシ，パンフレットを自社では作成・印刷していませんが，子会社に印刷させています。この場合にも，業として印刷をしていることになりますか。そして，この場合に，他の事業者にチラシ等の一部を委託したときは，製造委託になりますか。

答　一般的に、旅行業者が自社でチラシ、パンフレット等を印刷するなどのケースは少ないと思われます。しかし、自社でこれらを業として行っている場合には、下請法の適用を受ける場合があると考えられます。

発注する事業所ではチラシ等を作成・印刷していないとしても，同一の会社内の他の事業所で反復継続的に行っており事業の遂行とみることができる程度に当該行為を行っているときは，業として作成・印刷を行っていることとなりますので，自家使用等に係る物品の製造委託になりますが（テキスト７ページ上から１行目参照），子会社は「他の事業所」には含まれないという解釈・運用を公取委が行っていますので，業として作成・印刷を

行っていることにはならず，したがって，製造委託にもなりません。

３　ボリュームディスカウント（下請代金の減額に関連）

問５　一定の取引額を達成すれば，これに一定率を乗じて得た額を割り戻すという取決めをして，支払ってもらうことは，下請代金の減額になりますか。

答　ボリュームディスカウントの取扱いについては，テキストにおいては第６の６に説明したとおり，「品目の取引」、つまり物品の製造委託を対象として例外的に認めたもののように解説されており、役務委託の場合にもボリュームディスカウントが認められるかどうかについては，明確ではありません。

公取委では，役務提供委託に関するボリュームディスカウントについてはケースバイケースで判断することになるので相談してほしいとしています。

４　買いたたきについて

問６（外国における課税分の負担）

発注後において，外国のある国で前触れもなくホテル利用税の課税が実施されたため，予期せぬ費用が発生しました。このため，ランドオペレーターから当該税額の負担要請がありました。協議した結果，折半で負担することとしましたが，これは不当な買いたたきになりますか。

答　税の負担は，下請事業者の努力により加減できる性格のものではなく一律に賦課されるものですので，発注後に判明した課税であったとしても，一方的に下請事業者に負担させる場合は，買いたたき又は下請代金の減額となるおそれがあります。

ちなみに，テキストでは，下請代金には消費税・地方消費税額も含まれることから（テキスト ４５ページ●下請代金とは参照。），当該相当分を支払わないことは，下請代金の減額となるとされています（テキスト ４６ページ●違法な下請代金の減額の例⑴参照。）。

５　不当な経済上の利益提供要請

問７（親睦団体の海外旅行への参加要請）

当社の下請事業者を含む取引先を会員とする親睦団体がありますが，毎年希望者を募って海外旅行をすることを検討しています。これは，不当な経済上の利益提供要請に該当しますか。

答　親事業者が収益確保等を目的に旅行を企画し，これへの参加を下請事業者に強制する場合や，下請事業者が参加を余儀なくされる場合は，不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあります。

ちなみに，北海道に所在するある有力ホテルが，納入業者等との懇親及び閑散期における収益確保を目的として，納入業者等を対象に参加費用を徴収して開催する宿泊を伴う宴会を企画し，納入業者等に対し，文書で参加を要請し，参加の申込みがないなどの場合には，納入取引等に影響を及ぼし得る者から参加するよう重ねて要請していたことなどが，優越的地位の濫用行為として認定され，排除勧告を受けています（平成 16 年 10 月 28 日）。

問８（オペレーター会費の徴収）

取引先オペレーターを会員とする会を設けているが，その会費を取引金額に応じて定めることは問題になりますか。

答　会費の負担が，入会することよって得られる利益よりも多い場合は，問題となるおそれがあります（テキスト６３ページ・コ●下請事業者の利益を不当に害する参照）。

したがって，入会によって得られる下請事業者の直接の利益を超える会費を徴収したり，会費を親事業者に対する協賛金等として処理することなどは不当な経済上の利益提供要請として問題になるおそれがあります。このような疑いをかけられないようにするためには、会の運営に必要な経費のみを支出し、その出納状況が明確になるよう心がける必要があるでしょう。

問９（契約料，契約更新料等）

下請事業者は当社と継続的な取引をしていることで信用力が高い事業者として評価され，他の取引先との取引において有利となることや当社が下請事業者に対して毎年継続的な発注を保障する意味合いから，当社は，その対価として，下請事業者から年度ごとに契約料，契約更新料等として一定の金銭を提供してもらうことを検討していますが，これが不当な経済上

の利益提供要請となりますか。

答　下請事業者に提供しているサービスに相当する金額を対価として提供するよう要請することは，当該サービスの提供を強制するものでない限り問題となることは少ないと思われます。

しかし，ご質問の下請事業者に提供しているとしているものについては，下請事業者が具体的な利益の提供を受けるものではありませんから，これを理由に金銭の提供を要請することは，不当な経済上の利益提供要請の問題となるおそれがあります。

なお，契約料，契約更新料等を下請代金から支払わせる場合は下請代金の減額の問題となるおそれがあります。

問１０（説明要員の派遣要請）

一般消費者を対象とした旅行説明会で旅行先の実情やサービスの内容について，その実情に詳しいランドペレーターの社員に無償でいくつかのツアーの説明を要請していますが，これに合わせて他のランドオペレーターにかかわるツアーの説明をしてもらうことは，不当な経済上の利益提供要請となりますか。

答　当該派遣をすることによって下請事業者が得られる利益が派遣することによって発生する不利益を上回ることを明確に示して，下請事業者の同意を得て行うのであれば問題ありませんが，そもそも当該下請事業者に利益が発生する余地のないことまでをさせることについては問題となるおそれがあります。詳しくは，テキスト ６４ページの Ｑ９６等を参照してください。

６　給付内容の変更

問１１（地上手配の発注内容の変更）

ある海外ツアーの商品造成のための地上手配を送客目標２００名として発注単価を明示してランドオペレーターに委託（発注）したときに、実際に申込のあった人数が５０名になった場合は、どのようにすれば発注内容の変更ができますか。

答　下請事業者に責任がないのに、発注の取消し又は発注内容の変更を行う場合は、その費用を全額、親事業者が負担しなければなりません。

ご質問の場合は、１５０名分の発注の取消しにより、当該人数分の予約等に係る手配が無駄になったわけですから、その分の当該発注変更までの間にかかった経費を全額負担するということになります（テキスト６６ページ●「給付内容の変更」「やり直し」の考え方参照）。

下請事業者に対しては注文内容の変更に係る書面を交付するとともに、当該書面や下請事業者とのやり取りを示す書類を作成ないし保存する必要があります（テキスト６７ページ●「書面交付」と「取引記録の保存」参照）。

第９　法令遵守の留意点

１　はじめに

旅行業が下請法の適用対象となって４年半を経過していますので，既に猶予期間はなくなっています。したがって，違反があれば，直ちに改善する必要があります。また，疑問点があれば，関係当局に照会するなりして明確にしておく必要があります。

２　基本姿勢

下請法では後出しジャンケンは認められません。つまり，いったん発注したら，その後に様々な事情が変化しても，下請事業者の責に帰すべき理由がない限り書面どおりに履行しなければなりません。

したがって，発注するときは，事前に将来の見通しを含めてコスト・収益等を吟味したうえで，下請事業者に条件提示を行い，十分な協議を行い，その条件を発注書面に明確にすることが重要です。

３　予算・必達目標を立てる際に

各社の予算や目標を達成するためには，下請事業者を含む取引先の協力が必要とされる場合が多いと思います。しかし，下請事業者に対しては，下請法の関係で，できることとできないことがありますから，このことを組み込んで予算や目標，方針を立てなければなりません。また，予算達成だけに走りがちな関係部署に対して法令遵守のために適切な指示・管理を行う必要があります。こうしないと，現場ではジレンマに陥ったり，違反行為に流れるおそれがあります。

また，下請法遵守には何かとコストがかかりますので，幹部の方々の英断が必要と思われます。

４　定期的研修・監査の必要性

発注部署の数が多くなればなるほど，人事異動の頻度が多くなればなるほど法令遵守が難しくなりますので，研修や監査は，定期的かつ的確にする必要があります。

５　下請法版リニエンシーの活用

平成 20 年 12 月 17 日、公正取引委員会は、下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者について、その自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することにかんがみ、以下のような事由が認められたとして、勧告をしないこととした旨及び今後、同様の申出があれば同様の取扱いをする旨公表しました。

社内調査の結果、もし、違反行為を行っていたことが判明した場合は、当該取扱いを活用することは、勧告公表によって社会的制裁ないし信用失墜がもたらされることを考えれば、重要な選択肢になると思われます。

① 公取委が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出ている。
② 違反行為を既に取りやめている。
③ 下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（少なくとも過去１年分）を講じている。
④ 違反行為を行わないための再発防止措置を講じることとしている。
⑤ 公取委の行う調査及び指導に全面的に協力している。

以上

（平成２２年１２月改定　文責　旅行業公正取引協議会常務理事石垣照夫）